

賃 貸 借 契 約 書

賃借人 金沢市と賃貸人

とは、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 賃借人及び賃貸人双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(重機の賃貸借)

第2条 賃貸人は、賃借人に可動式木くず破砕機（以下「重機」という。）を賃貸借するものとする。なお、仕様及び保守等の条件は、別紙仕様書のとおりとする。

(賃貸借料)

第3条 賃借人は賃貸人に対し、賃貸借料として月額金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

(賃貸借料の支払)

第4条 賃貸借料は、当該使用月の翌月に賃貸人が賃借人指定の請求書により請求するものとする。

2 賃借人は、賃貸人より請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

3 使用期間が1か月に満たない使用月においては、賃貸借料は日割りで計算する。この場合において、金額に円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。

(賃貸借期間)

第5条 賃貸借期間は、平成32年5月30日から平成37年5月29日までとする。

(契約保証金)

第6条

(善管注意義務)

第7条 賃借人は、重機を本来の用法に従い、その善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(保管場所)

第8条 重機の保管場所は、金沢市戸室新保り48番地1 戸室新保埋立場とする。

(重機の改造等)

第9条 重機を改造する場合又は機器装置を取り付ける場合は、賃借人はあらかじめ書面にて賃貸人の承諾を求めるものとし、賃借人が費用を負担して賃貸人の認める者がこれ

を行うものとする。

(重機の返還)

第10条 本契約が終了した場合は、賃借人は貸貸人に対して直ちに重機を返還するものとする。

(重機の保守点検)

第11条 貸貸人は、賃借人が賃借した重機を、仕様書に基づき正常な状態で使用できるよう整備しなければならない。

(契約の解除)

第12条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 貸貸人の責に帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 貸貸人が契約書の条項に違反したとき。

(3) 貸貸人が賃借人の承諾なしに、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又は譲渡したとき。

(4) 貸貸人が金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第43条第1項第4号から第7号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。

(5) 貸貸人が正当な事由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(6) 本契約の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、貸貸人がこの契約の解除を申し入れたとき。

(7) 貸貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（貸貸人が個人である場合にはその者を、貸貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当

することをしながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 貸貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

2 貸貸人は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、賃借人に対してその損害の賠償を求めることはできない。

（契約が解除された場合の違約金）

第 12 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、第 1 項の規定により違約金を徴収する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が金沢市契約規則第 31 条において読み替えて準用する同規則第 5 条第 1 項第 6 号に掲げるものである場合にあっては、前条第 1 項第 7 号の規定により契約が解除された場合を除く。

（賃借人の契約解除権）

第 13 条 賃借人は、賃貸借期間中は、第 12 条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定により契約を解除したことにより貸貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その額は、貸貸人と協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第 14 条 賃借人は、天災その他不可抗力又は貸貸人もしくは賃借人の保守管理の責に帰すべき理由により、物件が滅失又は損傷したときには損害を負担しない。

2 貸貸人は、賃借人が故意又は重過失により重機に損害を与えたときは、貸貸人は賃借人に対し損害賠償を請求できるものとする。

3 前項の損害賠償の額は、賃借人と賃貸人とが協議の上、定めるものとする。

(談合等不正行為の場合の損害賠償)

第 15 条 賃借人は、賃貸人が金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の 100 分の 20 に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 賃貸人が金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 4 号から第 6 号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるとき。

(2) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 7 号の規定に該当する場合で、当該賃貸人に対する刑の確定が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条の規定によるものであるとき。

2 賃借人は、賃貸人が金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 7 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を徴収する。

(1) 金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 4 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 金沢市契約規則第 43 条第 1 項第 7 号に規定する刑に係る確定判決において、賃貸人が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、賃借人に提出しているとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(立入権並びに秘密保守)

第 16 条 重機の納入のため賃貸人及び賃貸人の指定した者が重機の保管場所に立ち入る場合は、あらかじめ賃借人の了承を得るものとし、また、その者は、必ず身分証明書を携帯しなければならないものとする。

2 賃貸人及び賃貸人の指定した者は、前項の立入りに際して知りえた賃借人の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならないものとする。

3 賃貸人の指定した者が賃借人に対して損害を与えた場合は、賃貸人がその責任を負うものとする。

(規定の適用)

第 17 条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第 18 条 この契約に関し疑義が生じたときは、賃借人と賃貸人とは協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、賃借人及び賃貸人が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 3 1 年 月 日

賃借人 住 所 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号
金沢市
金沢市長 山 野 之 義

賃貸人 住 所
氏 名